## 北九州市ごみステーション管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭ごみステーションまたは資源化物ステーション(以下「ご みステーション」という。)を清潔に維持管理する地域の活動を支援するため、ごみ ステーションの清掃活動または維持管理に必要な用具を購入する地域住民に対して 予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、この要綱に定めがあるものを除き、北九州市補助 金等交付規則に定めるところによる。

(補助対象用具)

- 第3条 補助金の交付の対象となる用具は、ごみステーションの清掃活動または維持 管理に必要な用具とし、次の各号に定めるものとする。
  - (1) ほうき、ちりとり等ごみステーションの清掃に使用する用具
  - (2) カラスや犬猫等によるごみの散乱を防止するために使用するネット等及びプラスチック製容器包装等の飛散防止などに使用する用具
  - (3) その他環境局長が必要と認める用具

(補助の要件)

- 第4条 補助金の交付にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
  - (1) 市にステーション代表者を届け出ていること。
  - (2) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (3) 地域住民が補助対象用具を適切に維持管理すること。
  - (4) 前回の交付から2年以上経過したごみステーションであること。

(補助金の額等)

第5条 交付する補助金の額は、購入費(消費税及び地方消費税を含む。)の2分の1

とし、1ステーションあたり5千円を限度とする。なお、10円未満の端数は切り 捨てとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

- 第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したごみステーション管理補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、ごみステーション維持管理用具購入内訳書(兼ステーション状況報告書)(第2号様式)及び購入した用具の領収書を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 申請者の住所及び氏名
  - (2) 補助事業の目的、内容及び成果
  - (3) 交付申請額、算出基礎及び支払明細

(補助金の交付決定及び確定通知)

- 第7条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書兼実績報告書を受理 したときは、これを審査したうえ、補助金の交付の可否を決定し、交付額を確定す るものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者に補助金交付決定通知書兼確定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、北九州市会計関係帳票規則別表の第15号様式により補助金 を請求するものとする。

(交付の決定の取消し)

- 第9条 市長は、交付決定されたものが、次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
  - (3) 補助の要件を満たさないことが明らかになったとき
  - (4) その他、補助金の交付の内容またはその他この要綱の規定に違反したとき
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

## (補助金の返還)

第10条 前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、市長は、 すでに交付されている補助金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命 ずるものとする。

## 付 則

- この要綱は、平成10年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年1月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。